

業務概要

1 法定点検業務

(1)-1 建築物定期点検業務

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 12 条第 2 項に基づく点検 ・ 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検のうち、常時閉鎖式防火設備の点検
点検頻度	3 年に 1 回
特記事項	対象建築物の棟毎に報告書を提出する。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(1)-2 建築設備定期点検業務

業務内容	建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検 ただし、随時閉鎖式防火設備及び昇降機設備は、(2)及び(4)で実施するため本項の対象には含まない
点検頻度	1 年に 1 回
特記事項	対象建築物の棟毎に報告書を提出する。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(2) 防火設備定期点検業務

業務内容	建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検
点検頻度	1 年に 1 回
特記事項	対象建築物の棟毎に報告書を提出する。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(3) 高所排煙窓等定期点検業務

業務内容	高所の排煙窓及び排煙トプライト等（以下「排煙窓等」という。）について、外観点検、機能点検、機能調整及び部品交換を行う。
点検頻度	3 年に 1 回
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(4) 昇降機設備保守点検業務

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づく保守点検業務 ・ 建築基準法に基づく精密点検（定期検査）等の法定点検業務
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」④昇降機保守点検業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(5) 合併浄化槽保守点検清掃業務

業務内容	・熊本市浄化槽保守点検要領に基づく定期点検、水質検査等の保守点検業務 ・熊本市浄化槽清掃要領に基づく引抜清掃
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑤合併浄化槽保守点検清掃業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(6) 消防用設備等保守点検業務

業務内容	・建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づく保守点検業務 ・消防法に基づく、機器点検、総合点検等の法定点検業務
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑥消防用設備等保守点検業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(7) 空調設備保守点検業務

業務内容	・建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づく保守点検業務 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく定期点検等の法定点検 ・大気汚染防止法に基づくばい煙測定等の法定点検
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑦空調設備保守点検業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(8) ボイラー設備等保守点検業務

業務内容	・建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づく保守点検業務 ・ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく定期点検
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑧ボイラー設備等保守点検業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(9) 地下オイルタンク設備保守点検業務

業務内容	・建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づく保守点検業務 ・消防法、危険物の規制に関する規則に基づく定期点検、漏洩点検等の法定点検
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑨地下オイルタンク設備保守点検業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(10) 自動ドア設備保守点検業務

業務内容	・ 建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づく、定期保守点検、部品交換等の保守点検業務
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑩自動ドア設備保守点検業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

(11) 自家用電気工作物保安管理業務

業務内容	電気事業法に基づく保安管理業務
点検頻度	別添 1-3「法定点検仕様書」⑪自家用電気工作物保安管理業務委託を参照のこと。
その他	詳細は、別添 1-3「法定点検仕様書」を参照のこと。

2 修繕業務

対象範囲	<ul style="list-style-type: none">・ 対象施設の建築物及び建築設備並びに附属施設に関する修繕であり、見積金額が200万円以下のもの。・ 法定点検業務の対象としている設備等だけでなく、対象としていない設備等も含め当該建築物全体を対象とする。（本業務の対象にしていない施設の修繕は含まない。）・ 原状回復でないもの、新設・増設するもの、除草・剪定・害虫等の駆除、点検・調査等、備品（移動可）、物品の購入・修理、遊具・遊戯施設等の修繕は対象としない。
修繕の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 受託者は、修繕の実施にあたり、必要に応じて当該不具合の状況を確認し、原因を特定するため、現場調査等を行い、修繕の要否を判断すること。・ 修繕実施前に、修繕内容や参考価格等について監督員の承認を得てから実施すること。ただし、1件につき20万円以下のものについては、この限りでない。・ 緊急度が高いと受託者が判断したものについては、上記2項目の限りでない。